

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行について（概要）

（平成16年2月10日 鹿免管第307号ほか）

本通達は、防衛出動命令又は防衛出動待機命令（防衛出動命令等）を受けた自衛隊員が受けている運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新の特例等に関する留意事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 防衛出動命令等を受けた隊員の運転免許証の有効期間の特例
 - 防衛出動命令等を受けた隊員の運転免許証の有効期間の更新の特例
- 等である。